

事前協議のチェックシート

(作成日：令和 年 月 日)

2000 万円

事前協議に当たり、下記事項を検討しましたので、事前協議書及び添付書類とともに
チェックシートを提出します。

[措置法第 34 条関係]

番号	検 討 事 項	事業施行者 チェック欄	税 務 署 整 理 欄
1	事業施行者名 ()	—	<input type="checkbox"/>
2	・ 土地等の買取り等の根拠法令は何か (_____ 法 第 条 第 項 第 号)	—	<input type="checkbox"/>
3	・ 上記 2 による買取り等は措置法第 34 条第 2 項のいずれの号に該当する事業か (措置法 第 34 条 第 2 項 第 号) ・ また、証明書の規定の条文は何か (措置法規則 第 17 条 第 1 項 第 号)	—	<input type="checkbox"/>
4	代行買収者名 ()	—	<input type="checkbox"/>
	① 地方公共団体が財産を提供した団体で、都市計画その他市街地の整備に従って宅地の造成を行うことを主たる目的とするものか ※ 団体の定款、規則等の写しを要添付	該 当	<input type="checkbox"/>
		非該当	<input type="checkbox"/>
	② 買取りをした土地等に相当する換地処分後の換地取得資産は、最終的に事業施行者に帰属するか	帰 属 する	<input type="checkbox"/>
		帰属しない	<input type="checkbox"/>
③ 土地等の買取りの契約書には、当該買取りをする者が事業の施行者の行う事業の用に供するために買い取るものである旨が明記されているか ※ 契約書の様式を要添付	明記されている	<input type="checkbox"/>	
	明記されていない	<input type="checkbox"/>	
④ ②の事項について、事業の施行者と土地等の買取りをする者との間の契約書又は覚書により相互に明確に確認されているか ※ 契約書又は覚書の写しを要添付	確認されている	<input type="checkbox"/>	
	確認されていない	<input type="checkbox"/>	
5	・ 事業決定はいつ行われたか (内部決裁等の日)	(年 月 日)	<input type="checkbox"/>
6	・ 買取りの時に於いて事業の施行場所、開始時期、経費及びその財源等が具体的に確定しているか	確 定 済 未 確 定	<input type="checkbox"/>
7	・ 事業の計画区域外での買取りの有無	無 有	<input type="checkbox"/>
8	・ 一の事業で 2 以上の年にわたる補償の有無	無 有	<input type="checkbox"/>
9	・ 土地以外の資産に対する補償金の支払の有無	無 有	<input type="checkbox"/>
10	・ 買取りをする資産のうち棚卸資産の有無	無 有	<input type="checkbox"/>

番号	検 討 事 項		事業施行者 チェック欄	税 務 署 整 理 欄	
11	土地 区 画 整 理 事 業 の 場 合	① 土地区画整理事業として行う公共施設の整備改善又は宅地造成に関する事業の用に供するための買取りか	該 当	<input type="checkbox"/>	
			非該当		
		② 国土交通大臣（事業の施行者が市町村である場合及び市のみが設立した地方住宅供給公社である場合には都道府県知事）の証明がされているか ※ 平成4年1月29日建設省経宅発17号、建設省都区発第14号、建設省建設経済局宅地開発課長、都市局区画整理課長から各都道府県知事あて通達 「土地区画整理事業法による土地区画整理事業に係る租税特別措置法施行規則第17条第1項第1号イ及び第22条の5第1項第1号イの規定の運用について」参照	証明されている	<input type="checkbox"/>	
			証明されていない		
12	市 街 地 再 開 発 事 業 の 場 合	① 都市再開発法による第一種市街地再開発事業として行う公共施設の整備改善、共同住宅の建設又は構築物及び建築敷地の整備に関する事業の用に供するための買取りか	該 当	<input type="checkbox"/>	
			非該当		
		② 国土交通大臣（事業の施行者が市町村である場合及び市のみが設立した地方住宅供給公社である場合には都道府県知事）の証明がされているか ※ 昭和59年8月1日建設省都再発第67号、建設省住街発第54号、建設省都市局都市再開発課長、建設省住宅局市街地建築課長から都道府県担当部局長、指定市担当局長あて通達 「都市再開発法による第一種市街地再開発事業による租税特別措置法施行規則第17条第1項第1号ロ及び第22条の5第1項第1号ロの規定の運用について」参照	証明されている	<input type="checkbox"/>	
			証明されていない		
添 付 書 類 の チェ ッ ク			添付の有無		
① 事業施行者が、事業の施行を決定したことを明らかにする書類（事業施行者の内部決裁文書の写しなど）			有 ・ 無		
② 事業計画書			有 ・ 無		
③ 事業施行地を表示する図面 （事業施行地全体と買取り部分が明確なもの）			有 ・ 無		
④ 事業計画を表示する図面			有 ・ 無		
⑤ 買取り等をする土地等の一筆ごとの明細			有 ・ 無		
⑥ 買取り等をする資産（ <u>土地等を除く</u> ）の明細			要 ・ 不要		
⑦ 事業に要する経費及び財源などが具体的に分かる書類			有 ・ 無		
⑧ その他の書類 （)			有 ・ 無		
税 務 署 整 理 欄	特例該当の有無		1 該 当	2 非該当	3 条件付該当
	条件付該当の場合の条件				
	適 用 条 項		措 置 法 第 条 第 項 第 号 措 置 法 施 行 規 則 第 条 第 項 第 号		

(注) 税務署整理欄には、記載しないでください。

[措置法34条関係：2-2]